総社市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第40号

総社市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例

(設置)

第1条 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条に規定する農業委員会の委員の候補者を選考するため、総社市農業委員会の委員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、市長からの求めに応じて総社市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。) の候補者を選考し、市長に報告する。

(組織)

- 第3条 選考委員会の委員(以下「選考委員」という。)は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから 市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 岡山西農業協同組合が推薦する者
 - (2)総社市土地改良区が推薦する者
 - (3) 副市長
 - (4) 産業部長
 - (5) 農林課長
 - (6)農業委員会事務局長
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 2 農業委員の推薦を受ける者及び応募する者は、選考委員になれないものとする。 (任期)
- 第4条 選考委員の任期は、3年とする。ただし、選考委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 選考委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、選考委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 選考委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 選考委員会は、選考委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 選考委員会の議事は、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

- 第7条 選考委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)
- 第8条 選考委員会の庶務は、産業部において行う。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第 1 (第 2 条, 第 3 条関係) 区分 報酬 田額月額年額 略 農業振興地域整備促進協議会長 5,900	別表第1 (第2条, 第3条関係) 区分 報酬 報酬 日額月額年額 略 農業振興地域整備促進協議会 5,900 委員
農業委員会委員候補者選考委 5,900 員会委員 略	略